

35202
山口県
宇部市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
① 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 ② 家屋、償却資産、土地の取得等価格 ○製造業、旅館業 ＜資本金の額等＞ ・ 5,000万円以下の場合 500万円以上 ・ 5,000万円超 1億円以下の場合 1,000万円以上 ・ 1億円超の場合 2,000万円以上 ○情報サービス業等、農林水産物等販売業 500万円以上 ※資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。 ※楠地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産 税	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和10年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合	新規雇用 5 (中小企業 1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度	固定資産 税の一定割合	3年度間

※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの		0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100		
中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資で あつて、一定の要件を満たす設備を取得した場合 ＜対象設備＞ 機械装置、器具備品、工具(測定工具及び検査工具)、建物附属設備	—	①計画に1.5%の賃上げ目標を盛り込んだ場合 課税標準 1/2 ②計画に3.0%の賃上げ目標を盛り込んだ場合 課税標準額 1/4 (中小企業等経営強化法)	固定資産税の一定割合	①3年度間 ②5年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第25条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) 一般:1億円以上 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇部市事業所設置奨励条例	H17. 6 (R3.9 改正)	○宇部新都市(テクノセンター用地に限る) 1.対象業種 ①製造業 ②情報通信業	設置奨励金 ○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における

		③郵便業 ④物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥生活関連サービス業 ⑦教育、学術支援業 ⑧医療、福祉 ⑨サービス業(他に分類されないもの) ※あすとびあ三丁目のみ卸売業、運輸業を含む。	る各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 ○上限なし
		2.対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合 ④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。 3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)	雇用奨励金 ○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人 ○上限 500 人(中小企業 200 人)
			用地取得奨励金 ○特定者(宇部市又は山口県)から用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に 80%(県・市合わせて)を乗じた額を交付
			従業員住宅新設奨励金 ○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付 ○上限なし
		○宇部臨空頭脳パーク 1.対象業種 ①製造業 ②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。) ③情報通信業 ④郵便業 ⑤物品賃貸業 ⑥学術研究、専門・技術サービス業 ⑦生活関連サービス業 ⑧教育、学習支援業	設置奨励金 ○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 ○上限なし
			雇用奨励金 ○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合

		⑨医療、福祉 ⑩サービス業(他に分類されないもの) 2.対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合 ④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。 3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)	正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人 ○上限 500 人(中小企業 200 人)
			用地取得奨励金 ○特定者(宇部市又は山口県)から用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に 10%を乗じた額を交付
			従業員住宅新設奨励金 ○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付 ○上限なし
		○宇部テクノパーク 1.対象業種 ①製造業 ②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。) ③情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤物品賃貸業 ⑥学術研究、専門・技術サービス業 ⑦生活関連サービス業 ⑧サービス業(他に分類されないもの) 2.対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖	設置奨励金 ○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 ○上限なし
			雇用奨励金 ○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人 ○上限 500 人(中小企業 200 人)

		して当地域に事業所を新設する場合 ④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。 3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)	
		○瀬戸原中小企業団地、瀬戸原団地 第一工区及び瀬戸原団地第二工区 山口テクノパーク 神元工業団地及び第二神元団地 1.対象業種 ①製造業 ②情報通信業 ③運輸業、郵便業 ④物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥生活関連サービス業 ⑦サービス業(他に分類されないもの) 2.対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合 ④産業団地に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、当該事業所が立地している敷地内に事業所を増設すること。 3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)	設置奨励金 ○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 ○上限なし
			雇用奨励金 ○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人 ○上限 500 人(中小企業 200 人)
		○準工業地域(宇部臨空頭脳パーク及び宇部新都市(テクノセンター用地に限	設置奨励金 ○事業者が事業所の操業を開始した

		る)を除く)、工業地域(宇部テクノパーク、山口テクノパーク、神元工業団地及び第二神元団地を除く)および工業専用地域	日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 ○上限なし
		1.対象業種 ①製造業 ②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。) ③情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤物品賃貸業 ⑥学術研究、専門・技術サービス業 ⑦生活関連サービス業 ⑧教育、学習支援業 ⑨医療、福祉 ⑩サービス業(他に分類されないもの)	雇用奨励金 ○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人 ○上限 500 人(中小企業 200 人)
		2.対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合	
		3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)	
		○小野田・楠企業団地 1.対象業種 ①製造業 ②電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電所及び風力発電所を除く。) ③運輸業、郵便業 ④卸売業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業	設置奨励金 ○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 ○上限なし

		2.対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合 ②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合 3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)	雇用奨励金 ○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 正社員:50 万円/人 非正社員:20 万円/人 ○上限 500 人(中小企業 200 人) 用地取得奨励金 ○特定者(宇部市又は山口県)から用地を取得し、3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に 80%(県・市合わせて)を乗じた額を交付 従業員住宅新設奨励金 ○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付 ○上限なし
宇部市事業所設置資金 融資要綱	H17.7 (H19.4 改正)	1.対象地域 ①宇部臨空頭脳パーク ②宇部新都市(テクノセンター用地の区域内に限る。) ③準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ④宇部テクノパーク ⑤瀬戸原中小企業団地、瀬戸原団地第一工区及び瀬戸原団地第二工区 ⑥山口テクノパーク ⑦神元工業団地及び第二神元団地 ⑧小野田・楠企業団地 2.対象者 ①本市に事業所を有しない者が対象地域に事業所を新設する場合 ②本市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ対象地	融資の対象 ○事業所の設置に必要な費用のうち、土地、建物及び償却資産の取得に要する費用 ※土地取得費については、当該土地の取得後1年以内に事業所の設置に着手すること 融資の条件等 ①融資限度額 1億円 ②融資利率 年 1.9% ③融資期間 12 年 (うち据置期間2年) ④償還方法 原則、月賦償還 ⑤担保及び保証人 取扱金融機関所定の方法 ⑥取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、西中国信用

		域に事業所を新設する場合 ③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して対象地域に事業所を新設する場合 3.市税の滞納がない者及び銀行取引停止処分を受けていない	金庫、商工組合中央金庫
宇部市先進的分野事業誘致等促進補助金交付要綱	R7.3.24	1.対象事業 山口県及び県内全市町で策定した「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画(山口県地域未来投資促進基本計画)」(以下「基本計画」という)に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第25条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた事業であること。 基本計画に定める山口県の基礎素材型産業、輸送用機械関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療関連産業、バイオ関連産業、航空機・宇宙関連産業、半導体・蓄電池関連産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野であること。 新規雇用従業員数及び投下固定資産総額が、以下の区分に応じた人数及び額であること。 中小企業者 新規雇用従業員数5人以上、投下固定資産総額2億円以上 中小企業者以外の事業者 新規雇用従業員数 10 人以上、投下固定資産総額 10 億円以上 2.対象経費 投下固定資産を取得するために要する	以下の区分に応じ定める上限額の範囲内において事業所に係る投下固定資産総額に100分の5を乗じて得た額を交付 中小企業者 新規雇用従業員数5人以上10人未満、上限額5千万円 新規雇用従業員数10人以上、上限額1億円 中小企業者以外の事業者 新規雇用従業員数10人以上20人未満、上限額5千万円 新規雇用従業員数20人以上、上限額1億円

		費用	
宇部市情報・通信産業等立地促進補助金交付要綱	H19.4 (R6.9.1改正)	1.対象地域 全市域 2.対象業種 ①ソフトウェア業 ②情報処理サービス業 ③情報提供サービス業 ④インターネット附随サービス業 ⑤コールセンター業 ⑥広告業 ⑦デザイン業 ⑧自然科学研究所 ⑨デジタルコンテンツ業 ⑩事務処理センター事業 3.対象者 ①宇部市に事業所を有しない者が、新たに市内に事務所を設置する場合(新設) ②法人等としてすでに3年以上の事業活動実績があること ③市内の住民を5人以上常時使用する従業員として新規雇用した場合 ④市税等の滞納がないこと ⑤事業所の開設において本市の他の条例、規則及び要綱等による補助金等を受けていないこと	○通信回線使用料及び賃借料に係る経費 通信回線使用料及び賃借料の1/2以内(上限2,000万円) ○新規雇用従業員に要する経費 市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用し1年以上継続雇用した場合、30万円/人(上限3,000万円) ※補助対象期間:操業開始後3年間
宇部市まちなかオフィス立地促進補助金交付要綱	R2.5 (R8.9.1改正)	1.対象地域 常盤通りウォークアブルエリアを中心とした地区 2.対象業種 全業種 3.対象分野 ①成長産業分野 ◇医療・健康関連 医療品、検査・医療機器、健康・予防サービス、介護・福祉機器、生活支援サ	物件賃借の場合 ○家賃支援補助金 オフィスの賃借に要した月額経費×2/3 (一般産業分野は1/2)×対象月数 ・上限月額20万円 ・対象期間5年間 (一般産業分野は3年間) ○通信回線使用料補助金 オフィスの通信回線使用料に要し

		ービス等 ◇環境・エネルギー関連 GX(脱炭素)、再生可能エネルギー、リサイクル・省エネ技術等 ◇次世代技術関連 宇宙産業 (ロケット・人工衛星部品、衛星データ利活用等) DX関連 (5G、IoT、ビッグデータ、AI等) バイオ関連 (機能性食品、高機能素材、バイオ医薬品、バイオ燃料等) 半導体関連 (非鉄金属精製、半導体製造装置、部材、周辺技術等) ②一般産業分野 ①以外の分野 4.対象者 ①法人として既に1年以上の事業活動の実績があること ②対象地区にある物件を賃借若しくは取得してオフィスを開設すること。又は対象地区にある土地を賃借若しくは取得し、新たに建物を建築してオフィスを開設すること。 ③対象となるオフィスにおいて、以下の人数の常用雇用する従業員が勤務すること。 物件賃借の場合 2人以上 物件取得の場合 10人以上 ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第	た月額経費×2/3×対象月数 ※成長産業分野の事業者がオフィスを開設する場合のみ ・上限月額5万円 ・対象期間5年間 ○雇用奨励補助金 ①転入従業員:オフィス開設日前後90日以内に本市に転入し、かつ就業を開始した既従業員のうち、継続して1年以上就業した常用従業員 ②新規雇用者:オフィス開設日前後90日以内に本市に住所を有する者を雇用し、かつ、継続して1年以上就業した常用従業員 ①②合計人数×20万円/人 ・上限額200万円 ・対象期間1回 ○施設整備補助金 ①オフィスの改修や、空調、衛生、通信設備等の整備(設備本体の費用は除く。)に要した額 ②オフィスに必要な償却資産(地方税法上、申告の対象となる償却資産のほか、申告の対象から除かれる少額の償却資産を含む。)の取得又はリースに要した額 ①②合計額×1/2 ・上限額 オフィス賃借床面積1㎡あたり5万円かつ最大500万円(一般産業分野は250万円) ・対象期間1年間 ○出張旅費補助金 オフィス開設日から1年以内にオフィスの運営やそれらに関する協議等のため、市外事業者(法人所在地が市
--	--	--	---

		122号)第2条に定める業種、倉庫、工場若しくは物販のみを目的とする事業、不特定多数の個人を相手に主にオフィスでサービスを提供する事業、公序良俗に反する事業若しくは宗教的施設として活用する事業でないこと。 ⑤宇部市暴力団排除条例(平成23年宇部市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ⑥市税の滞納がないこと。 ⑦対象地区間の移転によるオフィス開設でないこと。	外にあり、本市にオフィスを有していない法人)が本市に出張した場合に係る交通費(往路分)のうち、公共交通機関(タクシーを除く。)を利用した実費相当額 ・上限額3万円/人 ・上限人数2人/回 ・上限回数4回 物件取得の場合 ○オフィス取得奨励補助金 ◇投資額の補助 土地及び建物の取得額×1/10 ※成長産業分野の事業者が、既存建物を取得してオフィスを開設する場合、又は用地を取得し若しくは借り受けた上で、当該用地にオフィスを開設する場合のみ ・上限額なし ・対象期間1回 ◇固定資産税相当額の補助 事業者がオフィスの操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される年度における当該事業者が所有する固定資産について、当該年度から3年度間における各年度の固定資産税に相当する額の合計額 ※固定資産の範囲は、土地(当該事務所等の用に供する土地)及び建物(事務所用建物及びこれに附属する建物)とし、償却資産は含まない。 ・上限額なし ・対象期間3年間 ○雇用奨励補助金 ①転入従業員:オフィス開設日前後90
--	--	---	--

			日以内に本市に転入し、かつ勤務を開始した既従業員のうち、継続して1年以上勤務した常用従業員 ②新規雇用者: オフィス開設日前後90日以内に本市に住所を有する者を雇用し、かつ、継続して1年以上勤務した常用従業員 ①②合計人数×(正社員 50 万円/人、非正規社員 20 万円/人) ・上限 50 人 ・対象期間 1 回
宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱	H30.4 (R1.10改正)	1.対象地域 中心市街地及び産業団地(宇部新都市(テクノセンター用地の区域内に限る。)、宇部臨空頭脳パーク) 2.対象業種 ①製造業 ②情報通信業 ③学術研究業 ④専門・技術サービス業 ⑤サービス業 (他に分類されないもの) 3.対象者 ①法人として1年以上の事業活動実績があること ②国・県その他の公的機関又は本市から他の同種の補助金等の交付を受ける事業でないこと ③風営法第2条に定める業種、公序良俗に反する事業、宗教的施設として活用する事業でないこと	○対象経費 出発地(国内に限る。)から本市までの交通費のうち、公共交通機関(タクシーを除く。)を利用した際の費用。 ○助成金額 限度額1人当たり3万円(1回の視察につき3人までが助成対象)